

経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画		19年度														
実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	保安規定の変更命令（炉規制法第37条第3項） a. 国に報告を行う事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築し、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。 b. 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるよう独立性を高めること。 c. 作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加し、記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるようにすること。 d. 想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するようにすること。異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行うこと。 e. 運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときに、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行うこと。	以下の内容を保安規定に記載する。 ・国に報告すべき事象など重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築し、経営責任者による安全確保に対する関与を強める。 ・原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるよう独立性を高める。 ・作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加し、記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるようにする。 ・想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するようにする。異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。 ・運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときに、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。 上記内容を保安規定への具体的な記載内容について検討し、記載案を策定する。また、保安委員会の審議結果を踏まえ、記載内容の見直しを行う。 保安委員会にて、記載案について審議、記載内容の決定を行う。 保安規定を改定し、変更申請を行う。 保安規定認可後、各発電所に周知する。	原子力		5/7 保安規定変更命令		記載案の策定・見直し									
2	保安規程の変更命令（電事法第42条第2項） a. 主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるよう独立性を確保し、責任範囲を適切な規模とすること。 b. 主任技術者の職務に記録を点検し、その内容を確認することを追加すること。 c. 保安教育として、電気事業法等の法令の内容についての理解を深めさせるための教育プログラムを追加する。その際、保安教育の実施について「必要に応じて」、「原則として」といった曖昧な記述を削除し、計画的に実施すること。 d. 工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けること。 e. 作成し保存すべき記録について、適正に記録し、適切に管理することを確実にすること。	保安規程の変更命令に基づき、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改定を行う。	水力・火力		5/7 保安規程変更命令		変更の検討									
3	技術基準適合命令（電事法第40条） 技術基準を満たしておらず、使用を停止し、技術基準に適合するよう改造すること。（小武川第三発電所上米沢川ダム）	設備改修計画を策定し、工事を実施する	水力		5/7 技術基準適合命令											48条申請 工事実施 使用前自主検査 安全管理審査

実施項目		主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度																			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
4	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定 再発防止対策を具体的に実現していくため、時間軸の入った行動計画を策定し、説明責任を明確化し、情報公開に取り組む。	再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みの実施。	全部門共通		「行動計画」一次案策定・レビュー 「行動計画」案改定・レビュー 「行動計画」確定 「行動計画」提出																		
				「行動計画」に基づく再発防止対策の実行・実施状況の確認・計画の見直し 逐次、地域の会等にて実施状況を説明																			
5	メーカーの安全性向上の行動計画の策定 原子力の各主要メーカーが、情報共有の仕組みを含めた行動計画を策定することを求める。		原子力	原子炉主要メーカーの取り組み。																			
6	直近の定期検査における特別な検査の実施 必要な定期検査の延長や前倒しについて、早急に検討し、通常の定期検査に加え、特別な検査を実施する。 () 原子炉停止中の安全装置の作動状態の確認 () 定期検査前の準備段階毎の現場確認 () 検査判定基準の設置許可や工事計画等に遡った確認 () 検査計器の校正記録や補正係数などの確認 対象プラント：1F3, 2F4, K1 (保安院が評価区分と評価した事案に該当するプラント)	定期検査の延長・前倒しを検討し、各プラントの検査実施期間を明確にする。 各プラントにおいて、国の行う特別な検査の実施内容について検討し、当社の対応方針を決定する。 各プラントにおいて、通常の定期検査に加え、特別な検査を受検する。 () 原子炉停止中の安全装置の作動状態の確認 () 定期検査前の準備段階毎の現場確認 () 検査判定基準の設置許可や工事計画等に遡った確認 () 検査計器の校正記録や補正係数などの確認	原子力	特別な検査の指示 各プラントの検査実施時期の明確化 国の行う特別な検査の実施内容について検討し、当社の対応方針を決定																			
				柏崎刈羽1号機他 定期検査における特別な定期検査の受検 ・柏崎刈羽1号機：5月4日開始(当初予定は5月13日～) ・福島第一3号機：特別な保安検査(6月頃実施)の後、速やかに開始予定(当初予定は9月1日～) ・福島第二4号機：12月開始予定(当初予定は平成20年2月8日～)																			
7	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監視 ・保安院の特別原子力施設監督官が当該原子力発電所の特別な監視・監督を行う。 ・安全上重要な機器の定例試験への立会い、変更された保安規定の遵守状況の確認など、四半期毎に実施する等保安検査の期間を延長して、特別な保安検査を行う。(今後1年間を目標)	保安院の特別原子力施設監督官による、特別な監視・監督を受審する。	原子力	特別な監督の指示																			
				特別原子力施設監督官による特別な監視・監督の受審																			
8	警報等印字記録(アラームタイパー)の原子力保安検査官による監視等 ・保安検査官が毎日の巡視・点検活動の一環として、アラームタイパーの記録を確認する。 ・必要に応じアラームタイパーの内容が現地の保安検査官事務所で見守ることができるようにする。 ・アラームタイパーの記録保存義務を課す。	アラームタイパーの記録を保安検査官に提示する。 アラームタイパーの内容を現地の保安検査官事務所で見守る方法について検討する。 アラームタイパーの記録の保存ルールを規定する。	原子力	警報等印字記録の監視指示																			
				アラームタイパーの記録の確認方法について保安院と調整を行い、確認方法を決定 警報等印字記録の原子力保安検査官による監視																			
9	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底 保安検査官が電力会社の職員の同行無しで原子炉施設の安全性を確認できるようにすることを徹底する。	現場のエスコートフリーについて試運用を実施。(既に実施中) 試運用の結果を踏まえ、正式運用の指示文書を発行し、正式運用を開始する。 運用状況について評価を行い、必要に応じて運用方法の見直しを行う。	原子力		現場のエスコートフリーについては既に試運用を開始 指示文書発行(正式運用指示)																		
				正式運用開始																			

実施項目		主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10	法令遵守体制等の保安規定への明確化 法令遵守体制等に関することを保安規定の中に明確化すること。 ・法令遵守のための体制 ・安全文化を醸成するための体制 ・事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明すること ・公開可能な安全上重要な情報の発信	以下の内容を保安規定において明確化する。 法令遵守のための体制 安全文化を醸成するための体制 事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明すること 公開可能な安全上重要な情報の発信	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
11	保安の措置のために構すべき措置の追加 ・作業手順書等を適切に作成し、これを遵守して保安活動を行うこと。 ・メーカーの安全技術についての情報を電気事業者間で共有しうるために必要な調達管理上の措置を行うこと。	作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行う。 メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な調達管理上の措置を行う。	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
12	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備 ・原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分に発揮することができるようにするとともに、原子炉主任技術者の独立性が担保される組織体制とすること。 ・国が定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図る。	起動等の重要な保安活動において、主任技術者の牽制機能が発揮される仕組みについて検討し、基本方針案を決定する。 主任技術者会議にて、主任技術者の保安の監督のあるべき姿等について議論、ガイドラインとして整理する。 主任技術者の独立性について検討し、独立性を確保するための基本方針（ライン部門からの独立等）案を決定する。 保安委員会にて、上記方針について審議し、決定する。 主任技術者の選任の考え方について検討し、主任技術者選任の基本方針（人事面・組織面）案を決定する。 保安委員会にて、上記方針について審議し、決定する。 上記結果を踏まえ、保安規定に反映し、変更申請を行う。 保安規定認可後、上記内容に基づき、主任技術者の牽制機能が発揮される仕組みについて適用を開始する。	原子力	牽制機能について検討し、基本方針案を決定 原子炉主任技術者会議 独立性について検討し、独立性を確保するための基本方針案を決定 保安委員会 主任技術者の選任の考え方について検討し、主任技術者選任の基本方針案を決定 保安委員会 保安規定変更申請 牽制機能、独立性を確保した保安管理体制による保安の監督の実施											
13	制御棒引き抜け等の報告義務化 制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したものである場合は、国への報告対象とする。	制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したものである場合は、国への報告対象とする。	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
14	原子力発電施設の保安検査の結果の公開 保安検査における検査結果を毎回現地の検査官が報道機関等に説明する機会に、事業者も当該四半期における事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況について説明する。	トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討し、方針を明確にする。 上記に基づき、国と協調して、事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について説明する。	原子力	保安検査結果の公開指示 トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討、方針の明確化 各プラントの保安検査の結果の公開、説明会のサポート											
15	事故・トラブル情報の国際的な公開 国際原子力機関（IAEA）における事故・トラブル情報の国際的な公開・共有促進のため、我が国からIAEAの担当部門に人を派遣して支援する。		原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
16	制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催 安全情報の共有と安全性の向上を図るため、IAEAと日本とが共催して国際ワークショップを開催する。		原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
17	「原子力施設情報公開ライブ ライ（ニューシア）」への登録の推進 原子力事業者がニューシアへの積極的な登録を進めることとし、電力会社はじめ関係者間で拡充の仕組み、活用方策等について早急に検討する。	現在も日本原子力技術協会（JANTI）の運営するNUCIAにトラブル情報等を登録し、電力間で情報共有を進めているが、これらの運転情報を共有する仕組みについて、より効果的に活用していく。 NUCIA保全品質情報の入力基準を策定する。 入力基準に基づき、NUCIA登録を実施する。	原子力	関係者へ周知 入力基準の策定（電事連大で実施） 新基準による入力開始（全電力で実施）											

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18	検査制度の見直しの一部先行実施および充実 現在進めている検査制度見直しを、今回の総点検の結果も踏まえて一部先行的に実施すると共に、内容の充実を図る。 () 安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施すること。 () 保全計画記載要求事項に新たに「プラント停止時の安全管理」を追加し、審査・検査を行うこと。 () 定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求すること。 () プロセス確認型定期検査の徹底のため、検査要領書を改訂すること。 () 規格基準の透明性の向上を図ること。 () 運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求めること。	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
19	運転データ情報の監視 必要に応じ、運転データ情報を原子力保安検査官事務所に伝送するため、その範囲、伝送の方法等について検討を進める。	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
20	情報へのフリーアクセスの確保 ・事業者の保安活動に伴う記録類や保安運営委員会等の保安活動全般に係る情報に対して、保安検査官が日常的に確認できるよう措置する。 ・検査官、検査員の指摘事項の文書による明確化と、確認事項に対する事業者からの速やかな報告を徹底する。	原子力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
21	水力・火力分野における立入検査の実施(電事法第107条) 技術基準の適合状況の確認の観点から立入検査を実施する 49水力発電所,東扇島2号機,広野火力1号機	水力・火力	立入検査受検											
22	電事法に基づく保安規程の記載内容の充実 電事法施行規則を改正し、適切に保安規程の内容を変更。 () 法令要求事項を明確化し、業務遂行上、確実に満足するよう改善すること。 () 文書及び記録が適切に作成、変更され、保存されるよう改善すること。 () 文書及び記録の作成、変更に対して、内容を適切に審査承認する仕組みとするよう改善すること。 () 保安活動が保安規程に基づき実施されることを確実にするよう、監視・監査するよう改善すること。 () 定期的に保安活動の実施状況を踏まえ、必要に応じ、保安規程を改定する仕組みとするよう改善すること。 () 外部から、物資等を調達する場合、調達内容に応じて調達内容が確実に管理される仕組みを構築するよう改善すること。 () 上記の改善が適切に行うことができるよう保安組織を構築、運営するよう改善すること。	水力・火力	電事法施行規則の改正 保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
23	法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底(水力・火力) 必要な法令と技術の双方の観点から、確実な訓練を徹底する。	水力・火力	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目2.cに記載。 保安院による実施状況確認											
24	電気主任技術者等の役割の強化(水力・火力) 電気主任技術者等の独立性を確保、責任と権限を持たせる。	水力・火力	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目2.aに記載。 保安院による実施状況確認											
25	火力、水力分野に係る規格基準の見直し ・安全規制に関する規格・基準について最新知見を適宜反映し、実状を踏まえた、分かりやすく、使いやすいものに見直していく。 ・特に、発電用水力設備に係る技術基準については、河川法との整合化を図る。	水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
26	部門を超えた取組みの強化(水力・火力) 電力会社における部門間の情報共有、部門をまたがる問題への対応能力の強化する。	水力・火力	電気、制御設備については、既に工務・火力・原子力技術連絡会、制御技術連絡会等において情報共有を行っているが、これまで以上に事故トラブルの未然防止や信頼性の向上に寄与できるよう、運営方法の改善を図っていく。 今回の総点検で設置した発電対策部会及び再発防止対策部会を当面存続させ、部門をまたがる問題について対応していく。											

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
27	他社、他産業から得られた教訓の的確な反映（水力・火力） 電力会社間等の情報共有を進めるとともに、他産業から得られた知見を的確に活用する仕組みの構築する。	電力会社間の情報共有を進め、他産業から得られた知見を活用する仕組みとして、電事連に「事故情報連絡会」を設置し、半期に1回程度開催する。		● 事故情報連絡会（電事連）設置												
								半期に一回程度開催								
													保安院による実施状況確認			
28	保安規程等を遵守するための仕組みの検討（水力・火力） 事業者が保安規程やその内部運用規定、マニュアル等も含めた保安に係る諸規定を確実に遵守するための仕組みの検討する。		水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。												
29	事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討 事業者における保安活動が諸規定に則して適切に行われているかについて、外部評価を行う仕組みの導入について検討する。		水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。												
30	水力、火力分野に係る申告処理の充実強化 水力・火力分野に係る申告処理の充実強化について検討する。		水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。												

経済産業省指示事項（平成19・04・18原第42号）に対する行動計画												
実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
1	原子力分野	原子力	原子力安全・保安院指示事項に対する行動計画の項目1に記載。									
	(1)経営責任者による安全確保への関与強化		保安規定改定内容等を踏まえ、教育内容について検討し、教材の作成等を行う。									
	(2)関係法令遵守のため保安教育の徹底		<p>原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれに関連する法令を遵守するため、以下の内容で保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにする。</p> <p>○下記を中心とした、原子炉等規正法並びに関連法規遵守のための教育とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉規則の改正も含めた原子炉等規制法 ・ 保安規定改定内容を中心とした保安規定 <p>○保安規定改定内容を踏まえ、教育内容の検討を行い、教材の作成等を行う。</p> <p>○教育内容・教材等を踏まえ、教育方法を決定する。（現状は集合研修による教育を計画する）</p> <p>○各原子力発電所所員（保安教育の対象者全員）を対象に</p>									
	(3)アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目8に記載。									
	(4)原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目9に記載。									
	(5)原子炉主任技術者の独立性が確保された体制の整備		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目12に記載。									
	(6)原子力発電施設の保安検査の結果の公開		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目14に記載。									
	(7)NUCIAへの登録の推進		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目17に記載。									
(8)運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目1に記載。											
2	水力・火力分野	水力・火力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目2.cに記載。									
	(1)法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目26に記載。									
	(2)各部門間の情報共有		経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目27に記載。									
(3)電力会社間での情報共有等												

行政処分に対する行動計画												
実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
1	保安規定の変更命令	原子力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目1に記載。									
2	保安規程の変更命令	水力・火力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目2に記載。									
3	技術基準適合命令	水力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目3に記載。									